② have obtained Grade A or B from Japan Mint in the category of “Manufacturing of products” or “Selling of products” in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2016, 2017 and 2018.

③ are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.

⑺ Time-limit for tender: 5:00 p.m. 19 January 2017

⑻ Contact point for this notice: Takehiro Tayama, Contract Unit, Accounts Division, General Affairs Department, Japan Mint, 1―1―79, Temma, Kita-ku, Osaka-shi 530―0043 Japan TEL 06―6351―5463

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年11月29日
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役　理事長　大東　和美
◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達件名及び数量　アスリート・データセンターの構築に係るプロジェクト支援業務委託　1式
⑶　調達件名の特質等　詳細は仕様書による。
⑷　履行期限　平成30年3月31日
⑸　履行場所　詳細は仕様書による。
2　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
3　競争参加資格
⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　平成28・29・30年度全省庁統一の競争参加資格において、「役務の提供等」の「A」、「B」または「C」の等級に格付けされている者であること。
⑶　統括責任者に配置する者は、以下の要件を満たすこと。
トップアスリートをサポートするシステムの工程管理業務または構築業務の経験・実績があること。
※「トップアスリート」とは、『ＪＯＣオリンピック強化指定選手、ＮＦ強化対象選手、ＪＰＣ強化指定選手制度指定選手（エリートA、B）』をさす。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目8番35号　独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部調達管財課
⑵　入札説明書及び入札書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒107―0061 東京都港区北青山二丁目8番35号　独立行政法人日本スポーツ振興センター　財務部調達管財課　山岡　電話03―5410―9140
⑶　入札書の受領期限　平成29年1月19日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成28年1月30日14時00分　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目8番35号　独立行政法人日本スポーツ振興センター　プロジェクトルーム
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則第19条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、理事長が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、理事長が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第15条第2項に基づいて作成された基準価格を下回った入札価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち評価の最も高い者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Contracting Entity: Kazumi Ohigashi, President, JAPAN SPORT COUNCIL
⑵　Classification of the services to be procured: 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased: A Project support operation outsourcing which affects building in an Athlete Data Center.
⑷　Fulfillment period: By 31, March, 2018
⑸　Fulfillment place: JAPAN SPORT COUNCIL
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures, suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① not come under Article 2 and Article 3 of the Regulation concerning the Contract for JAPAN SPORT COUNCIL. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
② have the Grade A, B or C on “offer of services” in terms of qualification for participating in tenders by every ministry and agency of Japan in the fiscal year 2016, 2017, 2018
⑺　Time limit of tender: 5:00 PM 19, January, 2017
⑻　Contact point for the notice: Yamaoka, Finance Department, JAPAN SPORT COUNCIL, 2―8―35 Kitaaoyama Minato-ku Tokyo 107―0061 Japan TEL 03―5410―9140

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年11月29日
国立研究開発法人理化学研究所
和光事業所　経理部長　川鍋　隆
◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
○28第43号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　自動細胞解析分離システム　一式
⑶　調達案件の特質等　入札説明書及び仕様書のとおり。
⑷　納入期限　平成29年3月31日
⑸　納入場所　国立研究開発法人理化学研究所
⑹　入札方法　入札金額を記載した書類及び提案に係る性能、機能等を記載した書類（以下「入札書」という。）をもって申し込むこと。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
⑵　国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて平成28年度に「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
⑶　調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。